

教育長	次長	課長	係

--	--	--

各市町村（学校組合）教育長 様



16高教職第777号

平成16年10月19日



高知県教育委員会事務局教職員課長

高知自動車道（南国－伊野間）の通行料金引き下げによる
通勤手当の認定の取扱いについて（通知）

平成16年10月15日から平成16年12月22日までの間、高知自動車道の南国I.C－伊野I.C間の通行料金が引き下げられます。このことは、通勤手当に関する規則（昭和33年人事委員会規則第10号）第3条に規定する「負担する運賃等の額に変更のあった場合」に該当しますので、改定に係る手続について、管内小中学校等へ周知くださるようお願いします。

なお、当該区間以外を利用する職員や通過する職員は通行料金引き下げの対象となりませんので、通勤手当の改定は行いません。

記

1 通行料金引き下げによる改定

（1）対象職員 南国I.C－伊野I.C間のみの特別料金等加算の認定を受けている職員。なお、割引区間以外のI.Cからの乗り入れや降車、割引区間の通過の場合は割引の対象とはなりません。

（2）事実発生日 平成16年10月15日

（3）改定後の額の支給の始期 平成16年11月

2 通行料金引き下げの終了による改定

（1）対象職員 1の改定を行った職員及び引き下げられた通行料金の額により認定を受けている職員

（2）事実発生日 平成16年12月23日

（3）改定後の額の支給の始期 平成17年1月

3 通勤届及び通勤手当決定（改定）書の取扱い

通勤届 運賃改定に係る届出については、本通知により正規の届出があったものとして取り扱うこととしますので、本人からの届出は必要ありません。教職員課において対象職員の手当額の改定を行います。